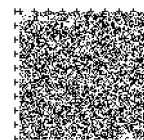
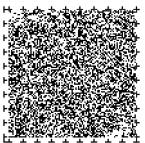


第4章 障害福祉サービス等の推進





1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて

障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けた数値目標等（成果目標）を定め、その達成に向けて取り組んでいきます。

（１）地域生活支援拠点等の整備

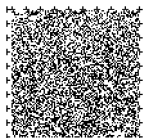
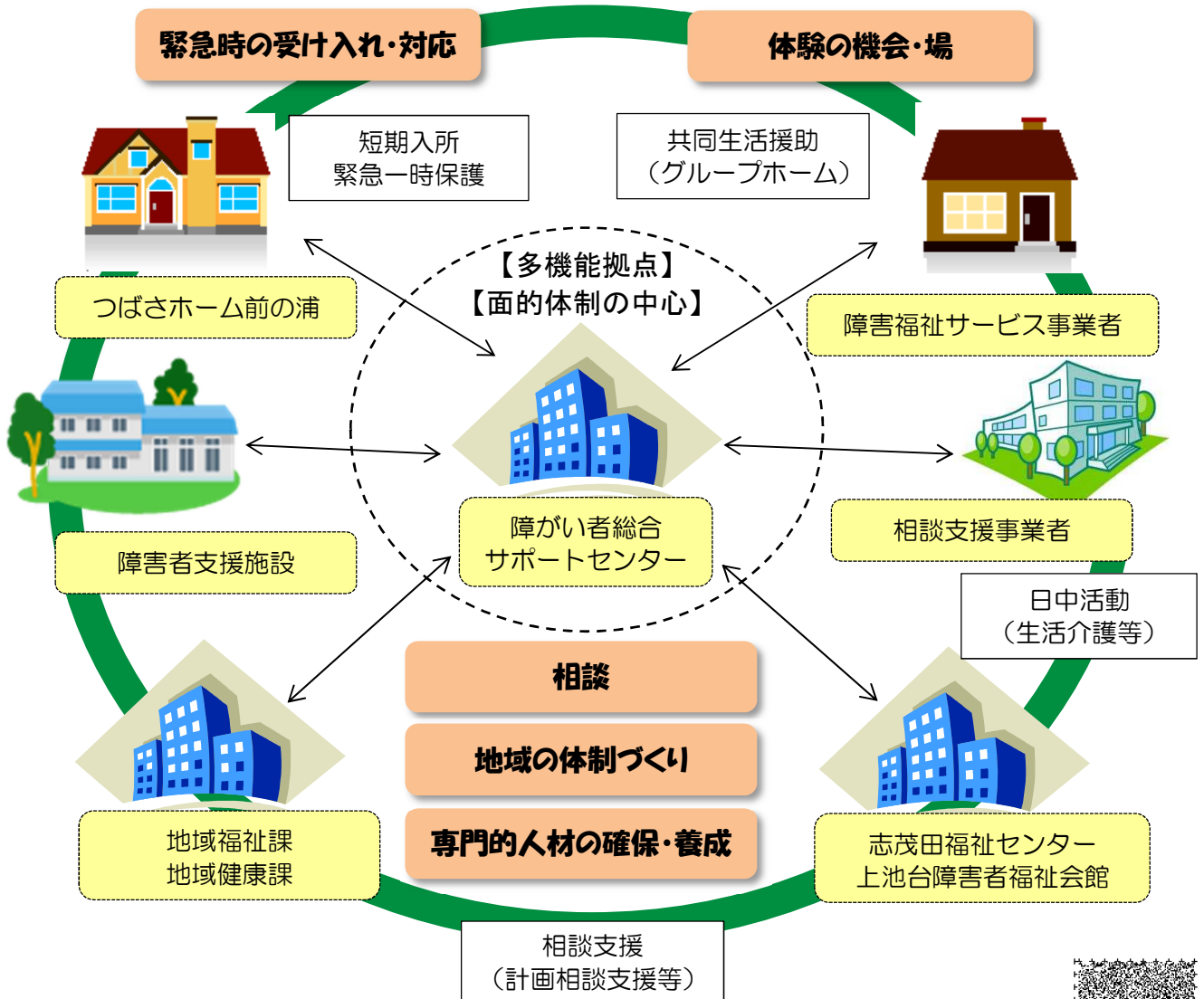
【区の考え方と今期の目標】

国の基本指針では、障がい者の高齢化や「親なき後」を見据えて、地域での暮らしを支える機能を地域生活支援拠点等として整備することとされています。

区では、障がい者総合サポートセンターを中心に、区内の各機関で機能を分担した「面的な体制」整備を進めてきました。

本計画においては、地域生活支援拠点等の各機能を強化し、さらなる充実を図っていきます。

＜大田区の地域生活支援拠点等のイメージ＞



(2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【区の考え方と今期の目標】

区では、施設入所者の地域移行に向け、入所施設や関係機関との連携強化、民間事業者によるグループホームの整備支援等の取組を進めてきました。

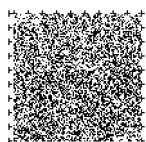
一方で、家族の高齢化などにより施設入所する場合や、障がいの重度化によりグループホーム等での受け入れが難しいなどの状況もあります。

こうした状況も踏まえ、本計画においては、平成 28 年度末時点における施設入所者のうち、平成 32 年度末までに、20 人以上が自立訓練事業等を利用し地域生活に移行すること、平成 32 年度末時点の施設入所者数が平成 28 年度末時点の施設入所者数を超えないことを目標とし、地域での生活を希望する方の地域移行に向けた支援を進めていきます。

項目	平成 28 年度末実績	平成 32 年度末目標
施設入所者のうち地域生活に移行する者の数	平成 26 年 4 月 1 日から 11 人 ※ ₁	平成 29 年 4 月 1 日から 20 人 ※ ₂
施設入所者数	505 人	505 人

※₁ 数値目標の対象：平成 25 年度末時点の施設入所者

※₂ 数値目標の対象：平成 28 年度末時点の施設入所者



(3) 福祉施設から一般就労への移行等

【区の考え方と今期の目標】

区では、一般就労の促進に向けて、就労相談の充実や、労働、教育、福祉等の関係機関による就労支援ネットワークの充実、体験実習のための職場開拓などの取組を進めてきました。

平成30年度からは、法定雇用率の算定に精神障がい者が加わり、段階的に法定雇用率が引き上げになるため、さらに多くの雇用需要が見込まれます。

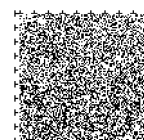
そのため、本計画においては、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する方の目標等を以下のとおり設定し、一般就労の促進に向けて取り組んでいきます。

就職後、安心して職業生活が継続できるように、従来からの就労支援に加え、新たなサービスである「就労定着支援事業」を活用しながら取組を進めていきます。

項目	平成28年度末実績	平成32年度末目標
福祉施設から一般就労への移行者数 ※ ₁	110人	130人
就労移行支援事業の利用者数	168人	245人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合 ※ ₂	66.7% (8/12施設)	70%
就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率		80%

※₁ 特別支援学校等から直接一般就労した方は含まれていません。

※₂ 就労移行率＝当該年度の就労移行者数／次年度の4月1日現在の利用者数



（４）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【区の方針と今期の目標】

区では、精神科病院に入院している方が退院し、地域で暮らしていけるよう、地域生活移行支援コーディネート体制の整備等の取組を進めてきました。

本計画においては、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成 32 年度末までに、保健、医療、福祉等の関係機関による協議の場を設置することを目標とし、必要なときに支援を受けることができる体制を整備していきます。

また、東京都においては、精神病床における 1 年以上長期入院患者数及び早期退院率に関する数値目標を定めるとともに、平成 32 年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定め、「平成 29 年精神保健福祉資料（630 調査結果）」から区市町村ごとの基盤整備量を算出しています。

東京都の推計によると、大田区では、平成 32 年度末の長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量が 106 人となります。

区においては、上記の基盤整備量も踏まえて、各年度における障害福祉サービス等の必要な量を見込み、その確保に努めていきます。

【参考】

項目	東京都	大田区
平成 32 年度末の長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）	2,544 人	106 人
	65 歳以上 1,462 人	65 歳以上 55 人
	65 歳未満 1,082 人	65 歳未満 51 人
1 年以上長期入院患者数（平成 29 年 630 調査）	10,439 人	428 人
	65 歳以上 6,609 人	65 歳以上 247 人
	65 歳未満 3,830 人	65 歳未満 181 人

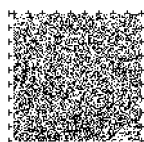
（５）障がい児支援体制の整備等

【区の方針と今期の目標】

区では、障がい児支援体制の整備に向けて、児童発達支援地域ネットワーク会議等の活用による関係機関との連携強化、事業所の運営支援などの取組を進めてきました。

近年では、医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい児が増加している状況もあります。

そのため、本計画においては、平成 30 年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による、医療的ケア児支援のための協議の場を設置すること、平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を新たに 1 か所以上確保することを目標とし、関係機関等と連携しながら切れ目のない支援体制を構築していきます。



コラム⑥

～ 障害者総合支援法等のサービスの仕組み ～

障がい者のためのサービスについては、これまで様々な制度改正が行われていきます。平成 15 年からの「支援費制度」にはじまり、平成 18 年からの「障害者自立支援法」を経て、平成 25 年 4 月からは「障害者総合支援法」が施行されています。

また、障がい児については、平成 24 年に「児童福祉法」が改正されたことにより、身近な地域で様々なサービスを受けることができるようになりました。

● サービスの概要

障害者総合支援法のサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

自立支援給付には、在宅や通所等で行うサービス（障害福祉サービス）や地域相談支援、自立支援医療による医療費の助成などがあります。

地域生活支援事業は、区市町村や都道府県が地域の実情に応じて行う事業で、移動支援など、自立した生活や社会参加などを支援する事業を行っています。

児童福祉法のサービスでは、通所による支援（障害児通所支援）と入所による支援（障害児入所支援）があります。なお、障害児入所支援については、東京都が主体となって実施をしています。

また、障害福祉サービスと地域相談支援を利用する場合には「サービス等利用計画」、障害児通所支援を利用する場合には「障害児支援利用計画」を作成する必要があります。

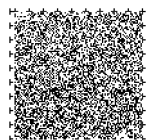
● 法改正の概要

平成28年6月に、障害者総合支援法と児童福祉法の改正が行われ、一部を除いて平成30年4月から施行されることとなります。

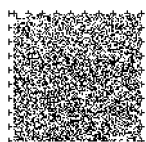
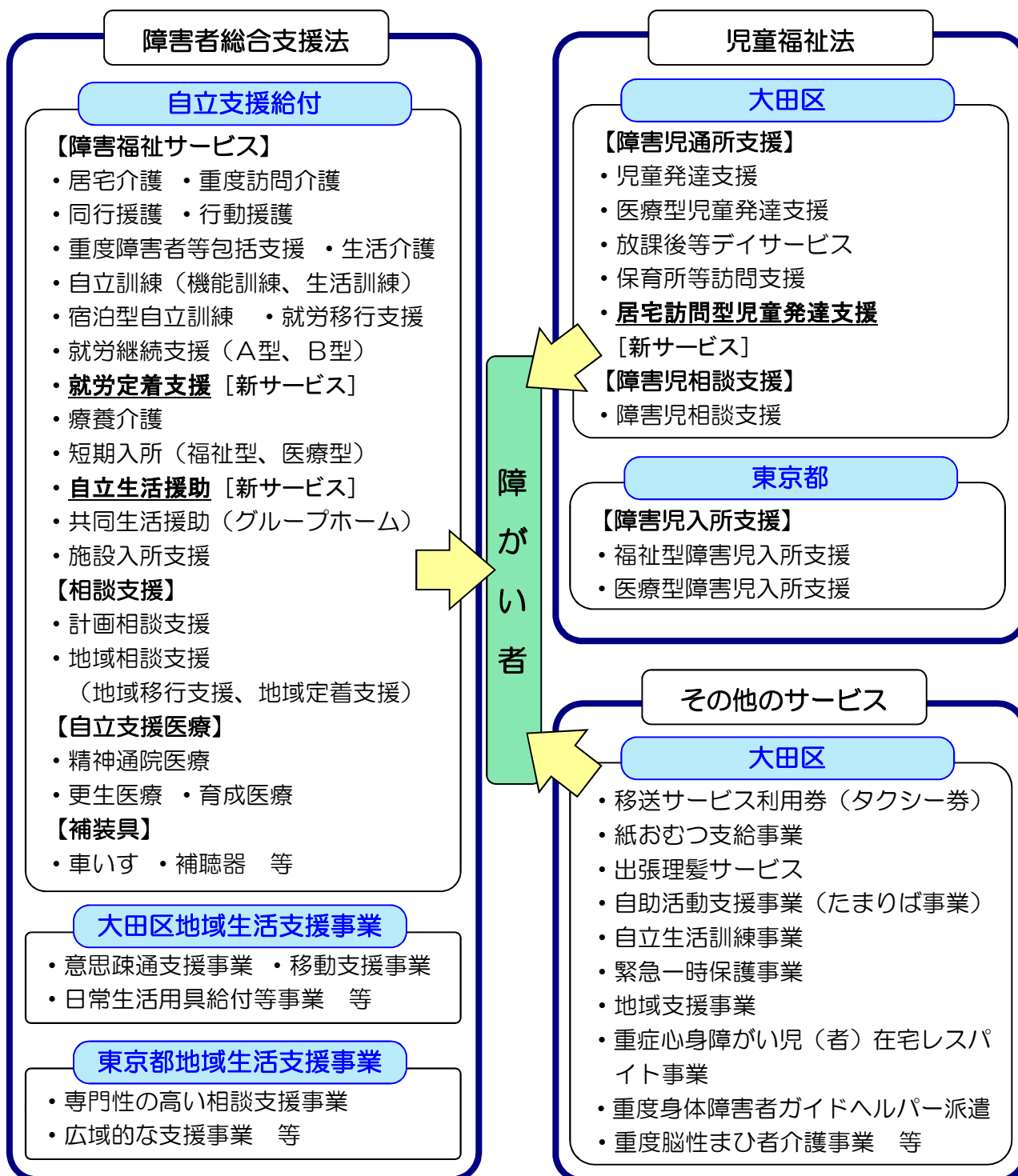
この改正により、「自立生活援助」、「就労定着支援」、「居宅訪問型児童発達支援」のサービスが新設されています。

また、重度訪問介護と保育所等訪問支援の訪問先の拡大など、既存のサービスの見直しも行われています。

加えて、高齢障がい者の介護サービスの円滑な利用、自治体への障害児福祉計画策定の義務付け、障害福祉サービス等の情報公開制度の創設なども行われています。



◆障害者総合支援法等のサービスの体系



2 サービス見込量と確保のための方策

障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて、平成 30 年度から平成 32 年度の各年度におけるサービスの種類ごとの必要な見込量（活動指標）を定め、その確保に努めていきます。

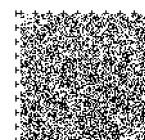
実績については、平成 27 年度及び平成 28 年度は年間の実績、平成 29 年度は 4 月から 6 月までの実績を基に算出しています。

なお、単位が 1 年あたりのサービスについては、平成 29 年度の実績の記載はしていません。

（1）訪問系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護	居宅で入浴や排せつ、食事などの身体介護、掃除や洗濯などの家事援助、通院等介助を行います。
重度訪問介護	肢体に重度の障がいがあり常に介護が必要な人や、知的障がいや精神障がいにより行動に著しい困難があり、常に介護が必要な人に、居宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出する際の援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより危険を回避することが困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも、介護の必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。



■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数
居宅介護	117 箇所
重度訪問介護	104 箇所
同行援護	41 箇所
行動援護	8 箇所
重度障害者等包括支援	0 箇所

(平成 30 年 1 月 1 日現在)

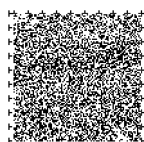
■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
居宅介護	時間/月	11,981	12,039	12,869	13,365	13,635	13,905
	人/月	560	569	572	594	606	618
重度訪問介護	時間/月	14,024	14,968	15,512	15,889	15,889	15,889
	人/月	38	42	41	42	42	42
同行援護	時間/月	4,956	4,991	5,171	5,330	5,330	5,330
	人/月	157	155	157	162	162	162
行動援護	時間/月	124	141	153	153	153	153
	人/月	4	4	4	4	4	4
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	730	730	730
	人/月	0	0	0	1	1	1

■サービス見込量の確保に向けて

質の高いサービスが安定的に提供されるようにするため、サービスを提供する事業所に対し、人材の育成・定着に向けた支援、福祉サービス第三者評価の受審促進等に取り組んでいきます。

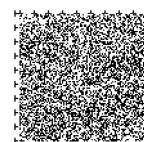
障害者総合支援法の改正により、訪問先が拡大される重度訪問介護については、サービスの利用状況等を注視しながら、適切なサービスが提供されるよう努めていきます。



(2) 日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、主として昼間において、施設で入浴や排せつ、食事などの介護を行うほか、創作活動などの機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわたり、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわたり、生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
宿泊型自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援や日常生活上の相談支援を提供します。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間にわたり、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労定着支援 [新サービス]	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療的ケアが必要で常に介護が必要な人に、主として昼間において、医療機関などで機能訓練や療養上の管理、看護及び介護を行います。
短期入所	自宅において介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。



■サービス提供事業所の状況

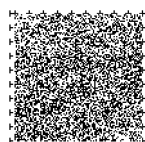
サービス名	大田区内事業所数
生活介護	12 箇所
自立訓練（機能訓練）	3 箇所
自立訓練（生活訓練）	2 箇所
宿泊型自立訓練	1 箇所
就労移行支援	12 箇所
就労継続支援（A型）	4 箇所
就労継続支援（B型）	33 箇所 ※
療養介護	0 箇所
短期入所	5 箇所

（平成 30 年 1 月 1 日現在）

※ 分室・分場等を含みます。

■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
生活介護	日/月	18,352	18,867	19,371	20,110	20,600	21,070
	人/月	944	980	989	1,026	1,051	1,075
自立訓練 （機能訓練）	日/月	464	407	347	339	339	339
	人/月	53	53	45	44	44	44
自立訓練 （生活訓練）	日/月	516	484	492	541	541	541
	人/月	35	44	40	44	44	44
宿泊型自立訓練	日/月	509	525	679	792	792	792
	人/月	17	19	24	28	28	28
就労移行支援	日/月	2,130	2,635	3,156	4,018	4,018	4,018
	人/月	133	168	192	245	245	245
就労継続支援 （A型）	日/月	799	1,604	2,078	3,533	3,533	3,533
	人/月	31	86	108	184	184	184
就労継続支援 （B型）	日/月	15,433	15,013	16,213	17,153	17,506	18,026
	人/月	954	936	963	1,012	1,042	1,073
就労定着支援	人/月	—	—	—	281	309	340
療養介護	人/月	56	60	65	70	70	70
短期入所（福祉型）	日/月	1,281	1,184	1,205	1,304	1,328	1,353
	人/月	183	148	149	161	164	167
短期入所（医療型）	日/月	59	113	108	108	165	165
	人/月	17	15	19	19	29	29



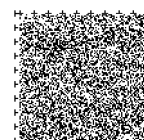
■サービス見込量の確保に向けて

質の高いサービスが安定的に提供されるようにするため、サービスを提供する事業所に対し、人材の育成・定着に向けた支援、福祉サービス第三者評価の受審促進等に取り組んでいきます。

必要なサービスが提供できるよう、障がい者総合サポートセンターにおいて、医療的ケアの必要な方を含む重度の障がい者の短期入所事業を実施するほか、区立障がい者施設の機能見直し、既存の建物や公有地の有効活用による事業の実施の検討、民間事業者の参入支援等を行っていきます。

また、生活介護については、区内特別支援学校の卒業生のうち、希望者については、在宅者を出さない方針で施設整備に適切に反映していきます。

障害者総合支援法の改正による新たなサービスである「就労定着支援」については、サービスの利用状況等を注視しながら、適切なサービスが提供されるよう努めていきます。



(3) 居住系サービス

■ サービスの内容

サービス名	内容
自立生活援助 [新サービス]	一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間の共同生活の場において、入浴、排せつ、食事などの介護、相談や日常生活の援助を行います。
施設入所支援	主として夜間において、施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事などの介護を行います。

■ サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数	(平成 30 年 1 月 1 日現在)
共同生活援助	68 か所	
施設入所支援	2 か所	

■ サービス見込量

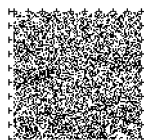
サービス名		実績			見込量		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
自立生活援助	人/月	—	—	—	19	21	23
共同生活援助	人/月	367	397	401	468	478	488
施設入所支援	人/月	511	505	508	505	505	505

■ サービス見込量の確保に向けて

質の高いサービスが安定的に提供されるようにするため、サービスを提供する事業所に対し、人材の育成・定着に向けた支援、福祉サービス第三者評価の受審促進等に取り組んでいきます。

入所施設から地域生活への移行、親なき後や介護者の高齢化等に備えた居住の場を確保するため、グループホームを新規に設置する事業者への整備費補助等を行っていきます。

障害者総合支援法の改正による新たなサービスである「自立生活援助」については、サービスの利用状況等を注視しながら、適切なサービスが提供されるよう努めていきます。



(4) 相談支援

■サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	サービス利用にあたり、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行います。
地域移行支援	施設等に入所・入院している人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している人に、常時の連絡体制の確保や緊急の事態等に相談などの支援を行います。

■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数	(平成30年1月1日現在)
計画相談支援	35か所	
地域移行支援	7か所	
地域定着支援	6か所	

■サービス見込量

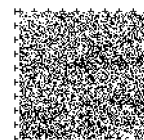
サービス名		実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人/月	335	427	477	571	628	691
地域移行支援	人/月	4	7	7	8	9	10
地域定着支援	人/月	8	13	14	21	23	25

■サービス見込量の確保に向けて

質の高いサービスが安定的に提供されるようにするため、サービスを提供する事業所に対し、人材の育成・定着に向けた支援等に取り組んでいきます。

基幹相談支援センターである障がい者総合サポートセンターを中核として、事業所間のネットワーク強化等を図り、意思決定の支援も含めて、必要なサービスの利用を支えることができる体制づくりに取り組んでいきます。

また、支援を必要とする方が適切な支援を受けられるよう、サービス等利用計画の必要性について周知を図るとともに、適切な計画作成を促進していきます。



(5) 児童福祉サービス

■ サービスの内容

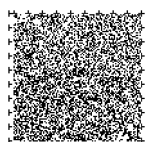
サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童について、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援 [新サービス]	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用にあたって、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

■ サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数
児童発達支援	14 か所 ※
医療型児童発達支援	1 か所
放課後等デイサービス	33 か所
保育所等訪問支援	2 か所
障害児相談支援	12 か所

(平成 30 年 1 月 1 日現在)

※ 児童発達支援センターを含みます。



■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	日/月	2,379	2,881	3,288	3,880	4,579	5,403
	人/月	338	384	415	465	521	583
医療型 児童発達支援	日/月	251	219	261	261	261	261
	人/月	28	23	28	28	28	28
放課後等 デイサービス	日/月	4,246	5,780	7,900	10,823	12,800	14,752
	人/月	536	716	966	1,323	1,561	1,799
保育所等訪問支援	日/月	0	5	12	18	25	31
	人/月	0	2	8	13	19	24
居宅訪問型 児童発達支援	日/月	—	—	—	44	52	60
	人/月	—	—	—	11	13	15
障害児相談支援	人/月	56	55	71	89	110	138

■サービス見込量の確保に向けて

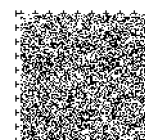
質の高いサービスが安定的に提供されるようにするため、サービスを提供する事業所に対し、人材の育成・定着に向けた支援、福祉サービス第三者評価の受審促進等に取り組んでいきます。

重症心身障がい児が適切な支援を受けられるように、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に向けて取り組んでいきます。

障がい者総合サポートセンターにおいて、学齢期の発達障がい児支援の機能を整備し、放課後等デイサービス及び障害児相談支援のサービスを提供していきます。

また、支援を必要とする子どもが適切な支援を受けられるよう、障害児支援利用計画の必要性について周知を図るとともに、適切な計画作成を促進していきます。

児童福祉法の改正による新たなサービスである「居宅訪問型児童発達支援」、訪問先が拡大される保育所等訪問支援については、サービスの利用状況等を注視しながら、適切なサービスが提供されるよう努めていきます。

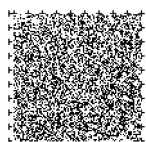


(6) 地域生活支援事業

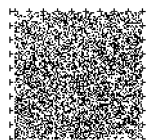
① 必須事業

■ サービスの内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。 しょうがい者の日のつどい、聴覚障がい者理解啓発講座等を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等が自発的に行う活動に対する支援を行います。 ピアカウンセラーの活動支援、障がい別相談会として各団体相互の研修や交流の支援等を行います。
相談支援事業	【障害者相談支援事業】 障がい者等からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。 障がい者総合サポートセンター、4か所の地域福祉課、4か所の地域健康課、6か所の地域活動支援センターで行います。 【基幹相談支援センター等機能強化事業】 基幹相談支援センター等において、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援等を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用のうち、後見報酬の助成等を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や法人後見の活動支援を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。 また、障害福祉課（週一回）と、障がい者総合サポートセンター（年未年始を除き毎日）の窓口到手話通訳者を配置します。
日常生活用具給付等事業	日常生活を容易にするための用具を給付します。

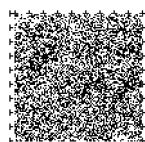


サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	<p>日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員等を養成します。</p> <p>手話講習会（初級・中級・上級の3コースと通訳養成課程）を行います。</p>
移動支援事業	<p>社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。</p>
地域活動支援センター機能強化事業	<p>社会との交流の促進等のため、障がい者の創作的活動又は生産活動の機会を提供する地域活動支援センターの機能を充実・強化します。</p>



■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所数	15	15	15	15	15	15
	件/月	5,757	5,861	4,776	6,012	6,012	6,012
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
意思疎通支援事業 ※ ₁							
手話通訳者派遣事業	件/月	200	203	240	280	308	339
	人/月	200	203	240	280	308	339
要約筆記者派遣事業	件/月	7	6	5	6	7	8
	人/月	21	18	17	18	21	24
手話通訳者設置事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	41	46	—	47	47	47
自立生活支援用具	件/年	122	103	—	122	122	122
在宅療養等支援用具	件/年	98	110	—	135	135	135
情報・意思疎通支援用具	件/年	122	128	—	208	208	208
排泄管理支援用具	件/年	12,141	11,654	—	13,896	13,896	13,896
その他	件/年	19	9	—	19	19	19



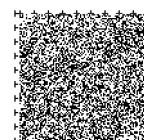
サービス名		実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話奉仕員養成 研修事業 ※ ₂	人／年	40	53	—	40	40	40
移動支援事業	時間／月	9,954	10,586	11,408	12,134	12,898	13,668
	人／月	580	617	654	695	737	781
地域活動支援セン ター機能強化事業	箇所数	11	11	10	10	10	10
	人／月	261	221	192	192	192	192

※₁ 「東京手話通訳等派遣センター」への委託分も含まれています。

※₂ 「手話講習会（上級）」の修了者数です。

■サービス見込量の確保に向けて

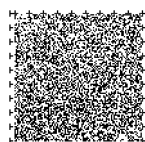
障がい者等の日常生活や社会生活の支援等のため、区の状況や利用者のニーズ等に応じて、適切に事業を行ってまいります。



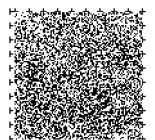
②任意事業

■サービスの内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス	家庭において入浴することが困難な障がい者の自宅を訪問して入浴サービスを提供します。
日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息のため、障がい者の日中における活動の場を提供します。
地域移行のための安心生活支援	精神障がい者等の地域生活への移行や定着を支援するための支援体制を整備します。 地域生活移行支援コーディネーターを配置します。
レクリエーション活動等支援	障がい者の体力増強、交流、スポーツに触れる機会の提供等のため、各種レクリエーション教室などを開催します。 若草・コスモス青年学級、心身障がい児交流促進事業、障がい者スポーツ教室等を行います。
芸術文化活動振興	障がい者等の芸術文化活動を振興するため、障がい者等の作品展などの芸術文化活動の機会を提供します。 しょうがい者巡回パネル展、しょうがい者文化展等を行います。
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音訳等の方法により、区の広報や生活情報などを提供します。
奉仕員養成研修	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成します。 点訳講習会、音訳者養成講座、要約筆記啓発講座を行います。
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。
障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域の支援体制の強化等を行います。



サービス名	内容
更生訓練費給付事業	訓練用具の購入費等、訓練に必要な費用を支給します。
施設入所者就職支度金 給付事業	就職等で自立する人に対し、就職支度金を支給します。
生活サポート事業	障害福祉サービス等を利用していない人に対し、ホームヘルパー等を派遣し、日常生活の支援や家事援助を行います。



■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
訪問入浴サービス	回/年	1,975	2,130	—	2,306	2,306	2,306
	人/年	68	63	—	74	74	74
日中一時支援	日/年	986	628	—	846	846	846
	人/年	58	59	—	60	60	60
地域移行のための 安心生活支援	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
レクリエーション 活動等支援	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
芸術文化活動振興	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
点字・声の広報等 発行	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
奉仕員養成研修							
要約筆記奉仕員 養成事業 ※ ₁	人/年	19	9	—	16	16	16
点訳・朗読奉仕 員養成事業 ※ ₂	人/年	33	27	—	36	36	36
自動車運転免許取得・改造助成							
自動車運転免許 取得費助成事業	件/年	6	5	—	10	10	10
自動車改造費 助成事業	件/年	10	8	—	11	11	11
障害者虐待防止 対策支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
更生訓練費給付 事業	人/年	0	0	—	1	1	1
施設入所者就職 支度金給付事業	人/年	0	0	—	1	1	1
生活サポート事業	時間/年	326	355	—	355	355	355
	人/年	828	729	—	729	729	729

※₁ 「要約筆記啓発講座」の受講者数です。

※₂ 「点訳講習会」及び「音訳者養成講座」の受講者数です。

■サービス見込量の確保に向けて

障がい者等の日常生活や社会生活の支援等のため、区の状況や利用者のニーズ等に応じて、適切に事業を行ってまいります。

